

香川県報



号外2

平成17年

12月20日(火曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

規則

●香川県森林センター規則等の一部を改正する規則

(自治振興課、みどり整備課、子育て支援課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、土木監理課、建築課)

●香川県事務処理の特例に関する条例別表第一の十八の項イに規定する鳥獣を定める規則

●香川県水道局組織規程及び香川県府中ダム操作規程の一部を改正する規程

●香川県水道局組織規程及び香川県府中ダム操作規程の一部を改正する規程

企業管理規程

●香川県水道局組織規程及び香川県府中ダム操作規程の一部を改正する規程

規則

香川県森林センター規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百十八号

香川県森林センター規則等の一部を改正する規則

(香川県森林センター規則及び香川県土地改良事務所規則の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「仲多度郡仲南町」を「仲多度郡まんのう町」に改める。

一 香川県森林センター規則(昭和二十九年香川県規則第二十号)第一条

二 香川県土地改良事務所規則(昭和三十九年香川県規則第七十六号)第一条第二項の表

表

(香川県土木事務所規則の一部改正)

第二条 香川県土木事務所規則(昭和三十八年香川県規則第四十号)の一部を次のように

改正する。

第一条第二項の表香川県中讃土木事務所の項中「綾歌郡綾上町」を「綾歌郡綾川町」に改める。

(香川県家畜保健衛生所規則の一部改正)

第三条 香川県家畜保健衛生所規則(昭和四十三年香川県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「三豊郡」を「三豊市」に改める。

(建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部改正)

第四条 建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則(昭和四十七年香川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表一の項中「三豊郡のうち詫間町及び仁尾町」を削り、同表三の項中「三豊郡のうち財田町」を削る。

第五条 建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を次のように改正する。

第十八条の表一の項中「木田郡のうち庵治町 香川郡のうち直島町」を「香川郡」に改め、同表三の項中「香川郡のうち香川町及び香南町 綾歌郡」を「綾歌郡」に改める。

第六条 建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を次のように改正する。

第十八条の表三の項中「満濃町及び琴平町」を「琴平町及びびまんのう町」に改め、同表四の項を削る。

第七条 建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を次のように改正する。

第十八条の表三の項中「綾上町及び綾南町」を「綾川町」に改める。

(香川県林業事務所規則の一部改正)

第八条 香川県林業事務所規則(昭和五十五年香川県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表香川県西部林業事務所の項中「綾歌郡」を「三豊市 綾歌郡」に改め、「三豊郡」を削る。

第九条 香川県林業事務所規則の一部を次のように改正する。

附則中第三項を次のように改め、第四項を削る。

(旧綾歌郡国分寺町に関する特例措置)

3 高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国

分寺町福家を所管区域とする事務所は、平成十八年一月十日から同年三月三十一日まで
の間においては、第二条の規定にかかわらず、香川県西部林業事務所とする。

第十条 香川県林業事務所規則の一部を次のように改正する。

第二条の表香川県西部林業事務所の項中「仲多度郡満濃町」を「仲多度郡まんのう町」
に改める。

(香川県オリブ公園規則の一部改正)

第十一条 香川県オリブ公園規則(昭和六十三年香川県規則第四十四号)の一部を次の
ように改正する。

第七条第二項中「内海町オリブ公園」を「小豆島オリブ公園」に改める。

(香川県農業試験場規則の一部改正)

第十二条 香川県農業試験場規則(平成十二年香川県規則第四十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第六条中「香川郡香南町」を「高松市」に改める。

第十三条 香川県農業試験場規則の一部を次のように改正する。

第四条中「仲多度郡満濃町」を「仲多度郡まんのう町」に改める。

第十四条 香川県農業試験場規則の一部を次のように改正する。

第四条中「小豆郡池田町」を「小豆郡小豆島町」に改める。

(香川県子ども女性相談センター規則の一部改正)

第十五条 香川県子ども女性相談センター規則(平成十二年香川県規則第九十六号)の一
部を次のように改正する。

第三条第六項中「綾歌郡、」を「三豊市、綾歌郡及び」に改め、「及び三豊郡」を削
る。

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第十六条 香川県小豆総合事務所規則(平成十四年香川県規則第四十七号)の一部を次の
ように改正する。

第一条第二項の表を次のように改める。

内海ダム管理事務所

殿川ダム管理事務所	小豆郡小豆島町
粟地ダム管理事務所	
吉田ダム管理事務所	

(香川県農業改良普及センター規則の一部改正)

第十七条 香川県農業改良普及センター規則(平成十七年香川県規則第三十三号)の一部
を次のように改正する。

第二条の表香川県西讃農業改良普及センターの項中「三豊郡豊中町」及び「三豊郡」
を「三豊市」に改める。

第十八条 香川県農業改良普及センター規則の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

(旧綾歌郡国分寺町に関する特例措置)

3 高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国
分寺町福家を所管区域とするセンターは、平成十八年一月十日から同年三月三十一日
までの間においては、第二条の規定にかかわらず、香川県中讃農業改良普及センター
とする。

第十九条 香川県農業改良普及センター規則の一部を次のように改正する。

第二条の表香川県小豆農業改良普及センターの項中「小豆郡池田町」を「小豆郡小豆
島町」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条、第四条、第八条、第十五条及び第十七条の規定 平成十八年一月一日
- 二 第五条、第九条、第十二条及び第十八条の規定 平成十八年一月十日
- 三 第一条、第六条、第十条及び第十三条の規定 平成十八年三月二十日
- 四 第二条、第七条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十九条の規定 平成十八年
三月二十一日

香川県事務処理の特例に関する条例別表第一の十八の項イに規定する鳥獣を定める規則

をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百十九号

香川県事務処理の特例に関する条例別表第一の十八の項イに規定する鳥獣を定める規則

香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)別表第一の十八の項イに規定する規則で定める鳥獣は、次に掲げるものとする。

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一) あび目	シロエリオオハム
(二) かいつぶり目	アカエリカイツブリ
(三) こうのとり目	ヨシゴイ、ミゾゴイ、チュウサギ、クロサギ
とき科	ヘラサギ、クロトキ
(四) かも目	マガン、アカツクシガモ、オシドリ、アカハジロ
(五) たか目	ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、サシバ
(六) きじ目	ウズラ、ヤマドリ
きじ科	

(七) つる目	クロヅル
つる科	
くいな科	クイナ、ヒクイナ、オオバン
(八) ちどり目	
たましぎ科	タマシギ
ちどり科	イカルチドリ、シロチドリ、オオメダイチドリ
しぎ科	ハマシギ、ダイシャクシギ、オオジシギ
(九) かつこう目	
かつこう科	ジュウイチ、ツツドリ
(十) ふくろう目	
ふくろう科	トラフズク、コミミズク、オオコノハズク、アオバズク
(十一) よたか目	
よたか科	ヨタカ
(十二) ぶっぼうそう目	
かわせみ科	ヤマセミ、アカシヨウビン
(十三) きつつき目	
きつつき科	アカゲラ、オオアカゲラ
(十四) すずめ目	
つばめ科	コシアカツバメ
もず科	アカモズ
つぐみ科	コマドリ
ひたき科	コサメビタキ

かささぎひたき科	サンコウチョウ
ほおじろ科	ホオアカ
二 哺乳綱	
(一) もぐら目	
もぐら科	アズマモグラ
(二) ねこ目	
いたち科	ニホンカワウソ、ニホンイタチ、アナグマ

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

企業管理規程

香川県水道局組織規程及び香川県府中ダム操作規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第三号

香川県水道局組織規程及び香川県府中ダム操作規程の一部を改正する規程

(香川県水道局組織規程の一部改正)

第一条 香川県水道局組織規程(昭和四十四年香川県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「三豊郡高瀬町」を「三豊市」に改める。

(香川県府中ダム操作規程の一部改正)

第二条 香川県府中ダム操作規程(平成十五年香川県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三水位及び流量の項中「綾歌郡綾上町山田上」を「綾歌郡綾川町山田上」に、「綾歌郡綾南町北」を「綾歌郡綾川町北」に、「綾歌郡綾南町陶」を「綾歌郡綾川町陶」に、「綾歌郡綾南町萱原」を「綾歌郡綾川町萱原」に改め、同表降水量の項中「綾歌郡

綾上町東分」を「綾歌郡綾川町東分」に、「綾歌郡綾南町陶」を「綾歌郡綾川町陶」に改める。
附 則
この規程中第一条の規定は平成十八年一月一日から、第二条の規定は同年三月二十一日から施行する。

平成十七年十二月二十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています